

部活動手当に関する岐学組の見解

「岐学組は、部活動手当の3時間枠の新設と、4時間枠の廃止という県教委提案に同意する。」

本提案は、岐阜県中学校運動部活動指針にある「成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防止するとともに、生徒が多様なものに目を向け、学習にも集中して取り組めるようにするなど、バランスのとれた心身の成長、学校生活を送ることができるようにする。また、顧問となる教員の負担軽減にも配慮する。」ことの実現に向け、子供の望ましい心身の発達や健康管理、教員の働き方改革の機会となるものである。

岐阜県中学校運動部活動指針には「<休日>1日の活動時間は半日以内（3時間程度）」とある。

文化部活動の在り方についても、平成30年12月27日に文化庁が公表した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」により、「いかなる部活動についても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、また望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであり、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息をとりながら進められるべきである」と示されている。

「子供のためにできることは何か」を第一に考える岐阜県学校職員組合としては、部活動を頑張りたいという子供の希望に沿うことも大切であると考え、部活動を全否定するのではない。

また、公立学校という性格上、部活動を望む子供達にベースとなる部分は公平に機会を提供すること、子供達の人間性の育成には専門家である教員が関わるのが効果的であることも、我々の自覚すべき重要な使命である。

しかしながら、過度な練習により子供の心身に不調をきたすことが、子供のためになるのであろうか。

そして、いわゆる少年団活動や民間のスポーツクラブ、各種教室と部活動のねらいや位置づけを混同している保護者の過度の期待や圧力、部活動を子供を預るサービスセンターのように安易に考える保護者の感覚により、岐阜県の教育を担う教員の負担が増加し、貴重な人材が心身の不調をきたすことも許されてはならないのである。

また、ガイドラインや指針に示された目安の時間、休息の必要性は、おそらく医学的見地からも実証のあるものである。

教科経営や学年・学級経営にも、部活動にも熱心に取り組む教員がいる。そうした教員が各分野の才能のある子供たちを発掘、育成することは、日本のスポーツの競技力や芸術芸能、科学等の発達に寄与することも岐学組は否定しない。

こうした技能や熱意をもつ教員が学校部活動外で、一指導者としてさらに伸び伸びと指導に専念できるよう、地域総合型スポーツクラブの設置、学校部活動のクラブ化、できることならば生徒指導困難校の特区認可、市町村内の学校自由選択制の特区認可の実施を教育委員会や管理職の英断によって推進し、

早期に環境を整備することが必要であると考える。

また、各競技団体や連盟においては、特に中学校段階においては、アスリートやスペシャリストの育成を学校部活動で行うという旧来の概念を捨て、学校部活動を担う教員に過度な要求や要望をしないよう強く求める。

アスリートやスペシャリストの育成における中学校部活動と高等学校部活動の担う役割の違いはあるという認識のもと、岐阜県学校職員組合は高等学校における部活動手当の在り方は、中学校とは切り離して考えるべきであるとする。

専門性の向上を強く望む子供達には、各競技団体や連盟が自ら積極的に講習会や練習会を行い、保護者と連携することによって子供を支援する体制づくりが必要である。

併せて、中体連・中文連や高体連・高文連にも改革が実行できる人材の招聘や配置を強く求める。

さらに、保護者においては、教育の第一義的責任は保護者にあるという認識のもと、良識ある判断をしていただきたいと要望する。

教員から「実態に合う処遇、待遇こそまずあるべき。そこから環境の改善、体制の整備をしてほしい。」
「生徒指導上、部活動を多く実施することこそ効果的だ。」という声はあるということは十分承知している。

しかし、それは実態に見合う権利を甘受し続けることで、今回で言えば過度な部活動を容認し続けることにもつながると危惧している。それは、教員の働き方改革を阻害する一番の要因は教員の意識であることになり、社会からの教員への尊敬、教育への信頼性をますます落としかねないと危惧する所である。

今回のこの提案が、教員、保護者、専門家育成に携わる方々等の全ての県民にとって得るものがあるよう、旧来を打破する突破口となるよう期待したい。またそうなるべく、必要な要望を岐学組は続ける。

全ての県民が一体となって考える機運を作ることこそが、子供達のためになると私達は信じている。

岐阜県学校職員組合
執行委員長 高橋 篤